

---

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第1、議案第32号 町道路線の廃止及び変更についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第32号は、町道路線の廃止及び変更についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長 齊藤昌幸君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

○1番（伴 高志君） ちょっと基本的なことで申し訳ないんですけども、この2つの町道に限って議会の議決が必要だという理由は为什么呢。教えてください。

○産業建設課長（齊藤昌幸君） こちらについては道路法・・・、道路法は、国道、県道、市町村道ということで、農道は道路法の規定には入っていません。今回、農道として管理する場合には、市町村道として認定を外さなければいけないと道路法の規定で決まっているわけがございます。その上で、道路法の規定に基づいて議会の議決を経なければ変更とか廃止ができないということで、今回この議案として上げたものでございます。

ですから、この路線うんぬんということではなくて、例えば2年前にも全く同様に県営の中山間整備事業として道部と船田の路線が・・・、町道として路線があったわけですけど、それを農道として改良したいという時に全く同様に議会の議決を求めて、議会の議決を経て農道として現在管理しているということで、こういうふうに他事業として、ほかの農道とか林道の方に移管して管理する場合には、必ず道路法の規定に基づいて改廃変更をしなければならないという規定になっていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（渡辺文彦君） 町道で管理する場合と農道で管理する場合との差はどこにあるんですか。その辺の説明をお願いします。

○産業建設課長（齊藤昌幸君） 基本的には、それぞれ農道の管理規定、町道の管理の規定があるわけですけども、それぞれに基づいてやるわけですけども。一般の方から見れば、全く町が管理していることには何ら変わりはありませんので、町の方も当然のことながら農道は

農道としての規定、町道は町道としての規定ということですが、基本的に土木関係の工事についてはほとんど共通性がありますので、その辺は管理的には、何ら表面的には何も問題ないと思うわけです。我われの方はしっかりと管理しますということだけです。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 32 号 町道路線の廃止及び変更についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---